

第四十八回国会 法務委員会 議録 第四号

昭和四十年二月十六日(火曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 加藤 精三君

理事 上村千一郎君

理事 小島 義昭君

理事 田村 良平君

理事 細道 兼光君

理事 四宮 久吉君

理事 森下 元晴君

理事 片島 港君

理事 長谷川正三君

出席國務大臣

法務大臣 高橋 等君

出席政府委員

検事(大臣官房司法法制調査部長)

法務事務官(人権擁護局長)

自衛事務官(行政局行政課長)

判事(最高裁判所事務総局総務局長)

判事(最高裁判所事務総局人事局長)

専門員 高橋 勝好君

委員外の出席者

倉橋 義長君

寺田 治郎君

守田 直君

同日

二月十六日

委員草野一郎平君及び山本幸一君辞任につき、

その補欠として藤枝泉介君及び藤田高敏君が議

長の指名で委員に選任された。

同日

委員藤田高敏君辞任につき、その補欠として山

本幸一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

理事唐澤俊樹君同日理事辞任につき、その補欠

として田村良平君が理事に当選した。

同日

二月十二日

訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律

案(内閣提出第六四号)

は本委員会に付託された。

委員藤田高敏君辞任につき、その補欠として山

本幸一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

理事唐澤俊樹君同日理事辞任につき、その補欠

として田村良平君が理事に当選した。

同日

二月十二日

訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律

案(内閣提出第六四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内

閣提出第一二二号)

訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律

案(内閣提出第六四号)

法務行政、検察行政及び人権擁護に関する件

○加藤委員長 これより会議を開きます。

この際、おはかりいたします。

理事唐澤俊樹君より理事辞任の申し出がありま

す。これを許可するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○加藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

許可するに決しました。

ただいまの辞任に伴う理事の補欠選任につきま

しては、先例により委員長において指名するに御

異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○加藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

田村良平君を理事に指名いたします。

同日

○加藤委員長 次に、訴訟費用等臨時措置法等の

一部を改正する法律案を議題といたします。

訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する

法律案

訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する

法律

第一条 訴訟費用等臨時措置法(昭和十九年法

律第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項を次のように改める。

執達吏手数料規則第二条ノ手数料ハ六十

円、同法第六条第一項前段ノ手数料及同法

第七条第一項前段ノ手数料ハ千円、同法第

六条第一項後段又ハ第七条第一項後段ノ規

定ニヨリ加フべき金額ハ二百円、同法第十

四条ノ書記料ハ二十円、同法第十五条ノ手

数料ハ六十円トス

第四条第二項中「五百円マデ 百元」を削

り、「百二十円」を「二百円」に、「二百五十円

」を「四百円」に、「三百七十円」を「六百円」に、

「六百円」を「八百円」に改め、同条第三項中

「五百円マデ 二百五十円」を削り、「三百

七十円」を「五百円」に、「八百五十円」を「千

円」に、「千二百円」を「千五百円」に、「四百八

十円」を「六百円」に改め、同条第五項中「二

百五十倍」を「三百倍」に改める。

(訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法

律の一部改正)

第二条 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正す

る法律(昭和二十四年法律第五十五号)の一

部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

22 第十八項の規定により改定された恩給及

び昭和三十五年四月一日から昭和三十六年

九月三十日まで給与事由の生じた執行吏

の恩給については、昭和四十年十月分以

降、その年額を十五万三千六百円を俸給年

額とみなして算出した年額に改定する。

23 前項の規定により年額を改定された恩給

は、昭和四十年九月三十日において七十歳

に満ちていない者については、昭和四十

一年十二月分(昭和四十年十月一日から昭和

四十年十一月三十日まで)に七十歳に満ち

る者については、七十歳に満ちた日の属す

る月分)まで、改定年額と改定前の年額と

の差額の十分の五を停止する。

24 第四項の規定は、第二十二項の規定によ

る恩給年額の改定について準用する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して十五日

を経過した日から施行する。ただし、第二条

の規定は、昭和四十年十月一日から施行す

る。

2 第一条の規定の施行の際完結していない事

項についての手数料及び立替金は、なお従前

の規定による。

理由

最近における経済事情等にかんがみ執行吏の

手数料等を増額し、また、一般公務員の恩給の増

額に伴い執行吏の恩給を増額する必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

○加藤委員長 政府より提案理由の説明を求めま

す。高橋法務大臣。

○高橋(等)國務大臣 訴訟費用等臨時措置法等の

一部を改正する法律案についてその趣旨を説明い

たします。

改正の第一は、訴訟費用等臨時措置法の規定に

同日

第一類第三号

法務委員会議録第四号

昭和四十年二月十六日

よる執行吏の手数料及び書記料の額を増加しようとする点であります。

御承知のとおり、執行吏の手数料及び立てかえ金については、執達吏手数料規則にその規定があるのでありますが、現在、その額については、訴訟費用等臨時措置法の定めるところによることとなっており、現行の額は、昭和三十八年四月二十日から施行された同法の改正規定によって定められているものであります。その後の経済事情の推移等にかんがみますと、なお低きに失するものと考えられますので、このたび、一般の勤労者の所得の増加その他諸般の事情を参酌し、差し押さえ、競売等についての手数料及び立てかえ金中の書記料について増額を行なうとするものであります。今回改定しようとする各個の手数料中若干のものにつきましては、その行為の実情を考慮して、やや高率の増額をはかることとしておりますが、今回の改正によりまして、執行吏の手数料等の収入は、全体として約三割五分程度増加するものと見込まれるのであります。

改正の第二は、一般の公務員に準じて、執行吏の受ける恩給の年額を増額しようとする点であります。執行吏は、一般の公務員の場合と同様に恩給を受けることになっておりますが、政府におきましては、最近の経済情勢にかんがみ、退職公務員の恩給年額について所要の是正を行なう等の必要を認め、その恩給年額の計算の基礎となる仮定俸給年額を、現行の額にその二割に相当する額を加えた額に改定する等の措置を講ずることとし、恩給法等の一部を改正する法律案を今国会に別途提出いたしております。御承知のとおりでありまして、執行吏の恩給につきましても、これに準じて、その年額を引き上げる等所要の措置を講ずる必要があると考えられます。そこで、昭和三十六年九月三十日以前に給与事由の生じた執行吏の恩給について、その年額を、一般公務員の恩給についての現行の仮定俸給年額に見合せて定められている十二万八千円にその二割に相当する額を加えた額である十五万三千六百円を俸給年額と

みなして算出した額に改定することとするほか、一般の公務員の恩給の場合と同趣旨の措置を講じようとするのであります。

以上が訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○加藤委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に行なうことといたします。

○加藤委員長 次に、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。横山利秋君。

○横山委員 大臣お急ぎのようでありますから、大まかに大臣にただしたい点を一、二だけ申し上げて、お帰りを願うことにいたします。

この裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は、要するに簡易裁判所の判事の人数を十六人増加するという簡単な法律案であります。この提案理由の中に、ほかの文章にもほとんど例のない文字が入っております。それは「人員充足の見通し等を考慮した上、」ということであり、これは「人員充足の見通し等を考慮した上、」とあり、これは、本委員会でも累次にわたって裁判所職員あるいは法務省職員について議論いたしますときに、話題の中心になっておられるわけであり、要するに数ばかりふやしても人が来ないじゃないか、なぜ来ない、給料が安いからだろう、そういう堂々めぐりを尽くしておられるわけであり、現に簡易裁判所の判事は、現定員七百十五名のうち、現在員が六百九十九名、欠員が十六名となっております。まことに妙なことに欠員が十六名ちょうどある。そこへ定員を十六名ふやすということだ。そうすると、十六名必要ならば何も欠員を埋めたらいいじゃないか、三十二名がどうしても必要だと

いうことらしい。それなら、いまだすら十六名足らぬのに、三十二名をふやす人員充足の見通しが一体あるのか、まことにみみっちい話でありますけれども、これが現状なんです。これは推して知るべしでありまして、法務省から出された参考資料を見ますと、高裁で判事十六名欠、地裁で判事十一名欠、判事補六名欠、家裁で判事十三名欠、判事補六名欠、簡裁でいま申しましたように十六名欠、裁判所の定員は残らず欠員じゃないか。何でこんなことが放置されておられるのか。本委員会は附帯決議をもって、このような欠員に至る事情というものをとくと考慮して、ひとつ給与の是正なり、あるいは資格は持つておつても現職をやつておらぬ人がだいたいおられるではないか、法務省の中で裁判官の資格を持つておらぬがらそらばんはじいたり、予算をはじく必要はない。足らぬなら、そうした人たちに現職へ回つてもらえ、こういつて強く附帯決議もしてある。それが十分でないにせよ、欠員十六名も放置しておいて、もう十六名をふやすという真意は一体何か。私は政府側の立場に立つて質問をしておるのであります。私どもの立場に立てば、裁判の仕事がずっと順延をしておつて、いまでもずいぶん足りない。もっと能率的な裁判をやるためには、十六名はおろか、百六十名でも足りないと思つておられる。こういうような堂々めぐりの中で、こんなみみっちい法律案を出して、しかも理由説明書の中で大臣もお読みになつておられるのですが、「人員充足の見通し等を考慮した上」という情けない文章を出しておいて、てん然としておつてもらつては困る。これが私の言い分であり、大臣の御所見を伺いたい。

○高橋等國務大臣 一応実情につきましても、裁判所のほうから説明させまして、それからなおお答えたいと思つております。

○寺田最高裁判所長官代理者 ただいま横山委員からお話のございました点、まことにごもっともな点ばかりでございます。いまお話もございましたように、前々からこの委員会でもそのお話は承つておるところでございます。私どもとしても十分その点を自覚いたしまして、いろいろな努力もしてまいつたわけでございます。特に御承知のとおり、先般内閣に設けられました臨時司法制度調査会は、いろいろな問題点のうち、いまお話の裁判官、検察官――当面裁判官でございますが、裁判官をいかにして充実し、また質をよくするかということが非常に重要な問題点の一つとして取り上げられておつたわけでございます。そういったしまして、その結論といたしまして、裁判官を増員する必要がある。しかしながら、訴訟の適正迅速をはかるためには、裁判官の増員ということがいよいよ一番最初に出てくる問題、というよりは、むしろいろいろな方法をあわせとりながら裁判官の増員をはかるべきである、こういう結論になつたように承つておるわけでございます。したがって、私どももいたしましては、増員をはかりますとともに、さらに他の方法についても、運用上のものは私どもでもできる限りいたしたいと考えております。また、立法を要するものは法務省にお願いたしまして、いずれ国会で御審議をいたさう、かような手はずになると考えるわけでございます。

なお、増員の点につきまして充員の問題でございますが、この点につきましても、臨時司法制度調査会ではいろいろ意見が出たわけでございませう。そうしていまお話のございました給与、待遇がよくないということが非常に大きな原因の一つであるということとはもとよりでございますけれども、しかし、いま裁判官に対して希望者が少ないということとは、単にそれだけではないので、もっといろいろな問題があるのじゃないか、たとえば待遇といふことも、すく、給与、報酬といふことになりましても、そういうことばかりではないに、まず執務環境をよくするのだというふうなことも非常に重要な要素であるというところで、いま御審議いただいております予算では、特に研究調査と俗に私ども呼んでおりますが、執務環境整備のために一億八千万というふうな予算を計上いた

していただきまして、こういうことで環境をよくしていくことが、一つには裁判官の希望者もふやし、また裁判所の執務もよくなる、こういうような方法もとられておるわけでございます。なお、先般の給与改定で裁判官の待遇をかなり上げていただきましたことも、これに関連いたすわけでございます。さらには、たゞいま法制審議会等で司法試験の改正が論議されておるようでございますが、そういうような方法で裁判官に少しでも優秀な人を多く採れるようにする、こういう方法がだんだんとられてまいります。ば、この数年、すなわち、臨時司法制度調査会の意見が逐次実現いたしてまいります段階では、裁判官の希望者も次第にふえてまいります、充員も可能になってまいります。さしあたり本年度といたしましては、先般大竹委員の御質問に対して説明申し上げましたとおり、現在の欠員に加えて簡易裁判所判事十六人程度であれば充員の見通しが十分ある、こういうことで一応十六人というところで妥結いたしましたような次第でございます。将来はますますそういう方向に進むことと考えておるわけでございます。

○横山委員 だんだんよくなるからだんだん充足するだろう、ものはだんだんすけれども、これは委員会で毎期毎期だんだんという話をされる。まだいつかの話のようにとんとんとよくなるというならいいけれども、だんだんよくなるというのは、だんだん公務員の給与も上がれば、だんだん物価も上がっていくのですから、ちっともこちらだけはよくなるのです。いま訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案の提案理由説明書を大臣も自分でお読みになって、この根本問題はわかっておると思うのです。執行吏は国家公務員ですね。ところが、執行吏の収入は、国家からもうよりもよそからもらうほうが多い。そうでしょう。だからいろいろな問題が常に絶えぬ。何も裁判官の欠員状況のみならず、執行吏だってあらゆる問題が、法務省関係、裁判所関係、いろいろな問題がめぐり回ってけば、それは給料だ

けじゃないでしょう。建物を建てるのもいいでしょう。いろいろな独特な環境整備をするのもいいでしょうが、そういうものがすべてうまくいっていないから沈滞さみがある、欠員がある。そして執行吏は、他に報酬を求めるにきゅうきゅうとする。こういうことになっていくと思う。ですから、この定員の充足を何とかしなければならぬ。ネコよ、しゃくしよ、太鼓をたたいてやったところ、いやしくも提案理由の中に「人員充足の見通し等を考慮した上」ということは、なかなか集まらないから、さしあたり十六人だ、集まるものならもっと多くしたい、こういう意味でしょう。あなた方も、大臣がこういうことをお読みになるといふのは、まことに情けない話だと思われども、本来ならば十六人じゃ困るのです。わかってはいるはずですが、それを、人が集まらないから、かれこれ勘案して十六人ぐらいなら集まるだろう。欠員が十六人、さらに十六人が三十二名、そうですね。そのぐらいなら、給料が安くても来ると言うから、すみませんが皆さん何とか賛成してくれ、こういうことじゃありませんか。情けないですね。こういう提案理由をお読みになる大臣の心境を伺いたい。

○高橋(等)國務大臣 まことに御理解のある御意見をいただきまして、感謝を申し上げます。御承知のように、近年、法曹の中で裁判官、檢察官から民間の弁護士等に抜けていく人が非常に多いことは事実であります。これは御指摘のように、収入とかあるいはその他の待遇の問題にもちろん関係があると思ひまして、このたびの給与改定にあたりましては、鋭意増額をはかりました。もに、その他の待遇につきましても、たとえば執務室の問題であるとか、あるいはまた、まだ不十分ではあります。宿舎の問題等につきましても、こまかい配慮を逐次重ねてまいっておることであります。しかし、御指摘のように十分でないことはまことに残念でございます。それとともに、司法制度調査会でも答申の出でおりますように、とにかく法曹人口が少ないのだ。何とかして法曹の給

源をふやしたい。そういうためにはこの司法試験制度につきましても改正をいたしたいと考えて、目下準備中でございます。たゞいま法制審議会を議をまとめておりますが、来週ごろになりますれば正式に提案の運びにいたしたい、こういうように考えて進めておるようなわけでございます。そうした、法曹へ入りたくてよそのほうへ流れていく給源をできるだけ確保するという方面につきましても、努力をいたしてみたいと思ひます。これはいわず、いろいろな御意見があろうと思ひますが、法案が出ました際に御審議をお願いいたします。御指摘の点はまことに情けない状況であることは、そのとおりでございます。

○横山委員 大臣、私はいま簡易裁判所の問題だけ、判事の問題だけ言っているわけではないのです。先ほど並べたてられた欠員の状況を、これは裁判官ですけれども、ほかの法務省並びに裁判所職員についても、他の省に類例がないからこの状況なんです。私も、いつの委員会でもこんな同じことばかり言っているのは、全く情けない話だと思ひます。質問する私どもも情けないけれど、あなたのほうもまことに情けない話だろと思うのです。今度は簡易裁判所の十六名の増員、合計三十二名の欠員を埋めることになるのですが、裁判所にお伺いいたしますが、いまの大臣の話をお聞いしても、やはりだんだんというふうな話を聞いしても、少なくとも欠員を充足するために全力をあげられるのか、充足の見通しはしっかりできるのか、これについて大臣に聞いてもらいたいことはないので、ここではつきり伺いたい。

○寺田最高裁判所長官代理者 たゞいまお尋ねの点は、私もいたしましては、現在の欠員と今度増員していただきます十六人につきましても、はつきりした充員の見通しを持っておるわけでございませぬ。ただ、今後とも裁判所のほうに、修習生なり弁護士からおいでいただくことにつきましても、各方面の御理解を得て御協力をお願いしたい、かように考えておるわけでございます。

○横山委員 きょういただきました四十年年度増加要求人員表を見ますと、臨司意見の実現のために四百十五名、借地借家法の改正で五十五、交通事件の処理に百四、一般少年保護事件の処理百六十一、機構の維持四百五十一、その他八十九、合計千二百七十五の四十年年度予算要求が出ています。これを見まして、私は、一体どうなったのか。これだけ予算要求をなさるといふのは妥当な予算要求だと思ひけれども、一体これはどうなっただんだ。最高裁というの腕の立つお役人はいんか。一体、紙だけ出して、よろしくお願ひしますと、こう言ったのかしらんという気がいたします。まず第一に四百十五名と、あとは大体わかるのですが、機構の維持の四百五十一というのはどういう内容のものか、それから千二百七十五名の交渉経緯、結果、これをひとつ伺ひます。

○寺田最高裁判所長官代理者 御説明申し上げます。このお手元に差し上げました要求人員表の中、まず臨司意見の実現の項でございますが、これは三つばかりに分かれるわけでございます。その一つは、結局すべては訴訟の適正迅速化ではございますが、その中でも、端的に訴訟の促進をはかるという意味で要求いたしましたのが、簡易裁判所の九十人と、これに見合います書記官の二百七十人ということでございます。それから、その次に調査官というのが四十一人となっておりますが、これは臨時司法制度調査会で、高等裁判所にはいわゆる有資格の調査官を置くことにはしてはどうか。つまり現在、一部無資格の調査官はございますが、これは特殊事件に当たる調査官はございませぬ、もう少し広い範囲で、法曹の資格を持った調査官を置くことにはしてはどうかというふうな提案がされておりますので、その関係で二十七人の調査官を要求したわけでございます。それから、お、その残りの十四人と申しますのは、これはやはり臨時司法制度調査会で、地方裁判所に特殊事件の調査官、すなわち工業所有権でありますとか、租税事件でありますとか、そういう特殊事件

の調査官を置くことにしてはどうかという提案が出ておりますので、その関係で十四人の調査官の要求をしたわけでございます。それが合計四十一人でございます。事務官は、それに伴いますものでございます。

それから教官九人とございますのは、これは司法研修所の拡充を見通しての要求でございます。それからまた大体二つに分かれるわけでござい

ますが、一つは、現在の既設の庁舎におきまして、現在それぞれ行二の方に働いていただいておりますわけでございますが、これをもっと増員して、いわばもっとゆとりを、そして十分手の回る仕事をさせていただきたいということで要求いたしました数が大部分でございます。そのほかに、新管庁舎というものがあられるわけでございますが、この新管庁舎では、たとえいままで電話が入っていないなかつたのが今度電話が入るとか、あるいはポイラーがなかつたものが今度ポイラーが入るとかというようなことで、新たに必要になってくる関係で、これはきわめてわずかの四十人程度でございますが、そういう数でございます。その二つの理由で要求したわけでございます。

それから、この要求と政府案がまゝりますますまでの折衝の経過ということでございますが、この点につきましては、ただいまたいへんおしかりを受けまして、また私ども毎度のように裁判所は予算の要求がへたであるという御批判を受け、また予算の取り方がまずいというようなおしかりを受けておるわけでございまして、私どもとしては、全力をあげて大蔵省と折衝したつもりでございますけれども、結局はこういうような結論になったわけでございます。これはまことに言いわけがましいことではございますが、この当初に要求いたしました当時は、これは一応国家の何と申しますか、財政規模とかそういうこととは一応離れまして、裁判所としては、これだけあれば理想的に運

営ができるという趣旨でこの要求を組んだわけでございます。ところが、その後におきまして、たしか九月の上旬であったと記憶いたしておりますが、内閣のほうで、四十年度においては、定員の増加は原則として行なわないという閣議の決定が行なわれ、それが裁判所にも通知があったわけでございます。協力を求められたわけでござい

ます。これまた国家の財政その他からして、政府のほうでそういうふうにお考えになるといふことも一応ごもつともなことで、ただ私どもとしては、少くとも裁判の現場に關します限りは、その当然の適用を受けるものではないと考えておるわけ

でございますが、しかしながら、先ほど来いろいろのお話のございました欠員をかかえておる状況といたしましては、まず欠員の充足に全力を注ぐのが第一であつて、その上の要求のほうはいわばその次になるといふことも、現在の全般の情勢から見てやむを得ないのではないかとしようとなつたところで、先ほど来御指摘のありましたような結論になつたというわけでございます。

○横山委員 千二百七十五名要求して、簡易裁判所の判事が十六名認められた、こういうわけですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 さようでございます。

○横山委員 さようでございますと簡単に知られると、こつちが二の句が継げぬような気がいたすわけでありまして、それでいいんですかね。機構の維持といたつたばが使ってあつて、それで維持するためには四百五十一名要る。それがゼロである。それじゃ維持できないということに反語してなるわけですね。

委員長、これはひとつ委員長にも、議事の取りまとめ方ばかりでなく、しかと心得ていただいたらと思う。どんなに法務委員会での種の法案の質疑応答をしてもさっぱり効果がなないということだ。千二百七十五名、少なくともこれは大山とは言えぬですよ。千二百七十五名要求して十六名認められた、しかもこういうことは、あなたがこ

こに御就任なさる前、毎度の委員会で——もうきょうはやさしいですな、寺田さんいつもものとだという顔をしていらつしやる。いつもいつも耳にたこのできるほどわあわあ言つて鞭撻監督をして、結局千二百七十五名が十六名です。これはわが法務委員会の権威にかかわることだと思ひますが、委員長の所見をひとつこの際伺ひたいと思ひます。

○加藤委員長 委員長として、十分調査の上、御回答いたしたいと思ひます。

○横山委員 調査の上といつても、委員長とやり合ひのあつたのではないのですが、こんなにはつきりわかつておるのですよ、千二百七十五名要求して十六名しかいかぬとなつた。これはもう欠員は一ぱいある、欠員があるなら埋めりゃいいじゃないかという議論が起る、なぜそんな議論が起るか、なぜ欠員が起るかと、いふことが、いまお話をあつたように給料も安い、環境設備も悪いといふことなんですが、私は本委員会の権威にもかかわることであるから、この際、本委員会として、この問題について附帯決議はもう何べんも出しておるのです。それにもかかわらず、附帯決議が何ら履行されないといふことを、委員長たる職務においてとくにお考え願ひたいと思ひます。御所見を重ねて伺ひたいと思ひます。

○加藤委員長 横山委員の御発言の中には非常にごもつともな点もありますので、理事会等にはかりまして、よく取扱ひを研究したいと思ひます。

○横山委員 それでは、後刻本委員会の権威をどうするかと、これについて、理事会でひとつ御相談願ひたいと思ひます。

もう少し進んでこまかくなるわけでありまして、その間、いろいろ資料を御要望したわけでありまして、その中で二月一日に横浜地方裁判所の汽かん士が汽かんの前で死んだが、これはどういふことなのかというところについて御調査をお願いしておいたのですが、これだけ一つ資料が出ておらぬわけですが、口頭でございますが、御説明願ひたいと思ひます。

○守田最高裁判所長官代理者 お尋ねの件でございますが、本年の二月一日午前六時二十分ごろ、横浜地裁の技官、ポイラーマンでございますが、中沢貫一というポイラーマンが、ポイラー室の入り口付近で昏倒したのを助手が発見いたしましたので、救急措置をとり入院させましたが、同日午前六時五十分ごろ脳卒中で死亡した事実でございます。同人は七十二才の高齢で、昭和二十五年九月十六日に採用されております。採用後二、三年いたしました、要するに昭和二十七年ごろから定期健康診断のつど高血圧、そういう診断を受けまして、自後静養するようにというように注意を受けられておつたわけでございまして、その後一向この血圧が下がりにませんので、四、五年前からもう退職を何回か勧奨したわけでございまして、本人としてはがんとしてやはり勤務をするといふことを主張してきたものでございまして。

ポイラー室の勤務はどういうふうになつておるかとお申しますと、横浜地裁の報告によりますと、この横浜地裁のポイラー室は横浜地裁と横浜地方検察庁と二つの共用になつておるわけでございまして。そこでこの仕事を、このポイラーマンとさらに助手として裁判所の職員が一名、それから検察庁の職員二名、合計四名が担当しておつたわけでございまして。ところが、御承知のようにポイラーマンとしては、免許が要るわけでございまして。その免許を持っておるのは、このなくなりましたポイラーマンだけでございまして、その結果、血圧も高いといふことで、もっぱら監督の仕事させまして、実際の仕事はこの助手がやっておつたという状況にあつたようでございます。当日も作業開始前のできごとでありまして、これがはたして公務災害に該当するかどうかというふうなことにつきましては、目下横浜地方裁判所におきまして調査中でございます。

以上が、大体判明している点でございます。○横山委員 一体そのポイラーといふのは、労働職の中でも重労働職ですね。七十二歳のおじいさん、私はおじいさんの心理はわかるけれども、裁

判所というところは、七十二歳のおじさんに重労働のボーイマンをやらせておいて、ボーイマンの前で倒れるというみっともないことをやらせるような人事管理をなさるわけですよ。もしもそういうおじさんが生活上働きたい、どうしてもしょうらくやらしてくれということについて了とする人情論があったら、そういうボーイマンをやらせるようなことでなくして、適当な方法があるはずでしょう。監督だから、見ておれ、それでほかの人間がやれということが平然として行なわれるとしても、これもおかしい。監督であれば監督であるように、やり方が悪かったら、危険があったら、ちゃんと見なければなりませんよ。監督であつても、すわっているわけにいきませんよ。しかもそんな、最後に業務上死傷事故であるかどうか、目下調査中、冷談な話だと私は思いますね。私はいまのお年寄りのことをここで議論をするわけじゃないのですけれども、これは最高裁の人事管理についての一つの例じゃないか、こういうふうには私に思うのであります。当然あたりまえですよ、業務上災害事故というのは、いかがですか。

○守田最高裁判所長官代理者 七十二歳の高齢者をボーイマンに使つておつたということにつきましては、一見、外部から見ますと非常に奇異に感じられることと思います。最高裁判所といたしましては、やはり相当の年輩の人にこういう仕事をさせることを決して好ましいと思つてはいるわけではございません。そういう関係から、大体四、五年前から、ひとつやめてもらひまして、勸奨退職にいたしますと相当の退職金も参りますので、勸奨退職をしてもらひまして……

○横山委員 ほかの仕事をしてもらへばいいじゃないか。

○守田最高裁判所長官代理者 いや、七十二歳ではボーイマン以外、ほかの仕事はできません。それで、ほかの元気な職員を三名つけまして、もっぱらその三人に仕事をさせて、監督をさせておつたという状況だつたわけでございます。ですから人情論に即して、とにかくやめさせるのはかわいそうだとこの面が働き過ぎた感があつたかもわかりません。これ自体は私どもとしては十分——それまで知らなかつたわけでございますが、こういう事態ができて、初めてそのことがわかつたわけでございますが、もっと早くやはり十分手当てをして、ボーイマンとして適当な人を雇用すべきであつたということを、いま反省してはいるわけでございます。

○横山委員 業務上災害事故を適用しませんが。

○守田最高裁判所長官代理者 それは、業務上災害かどうかといふことは、公務とその死亡との間に相当因果関係がなければならぬわけでございます。

○守田最高裁判所長官代理者 あるかどうかといふことは、これはわれわれしろうとだけではなくして、十分、医者などのデータに基づきまして判断を受けまして、その上でなすべきことでございます。したがつて、私どもとしましては、現在手元にそういう資料がございませぬので、ここですぐに公務災害になるかどうかといふことの判定を申し上げることはできかねるわけでございます。あるいはなるかも知れません。

○横山委員 あなたの言うことをそのまま返して恐縮ですけれども、こんなことなら早く首切れはよかつた、そういうことになるじゃないか。人情をかけたのは悪かつた、早く首切れはよかつた、災害補償になるかならぬかわからぬ、わしの知らぬことだ、簡単に言へばそういうことになりませぬ。それで、かわいそうじゃありませんか。私は、この七十二歳のおじさんがボーイマンをやつておつて、ボーイマンの前で倒れたというのを聞いてただけ、もうこれは何と云ふことだ、気の毒なことだという気がするので、それは一般的な人情です。だから、そのボーイマンの前で倒れたら何とかしてやりたいと思うというのが普通のことばだと思つたのです。そうして、きょうは何つて御返事をいただきましたか。あつた気持ちは、まあ七十二歳だから本人も生活に困つておるから、できたなら

○守田最高裁判所長官代理者 何と云ふことだ、これは一般的な人情です。だから、そのボーイマンの前で倒れたら何とかしてやりたいと思うというのが普通のことばだと思つたのです。そうして、きょうは何つて御返事をいただきましたか。あつた気持ちは、まあ七十二歳だから本人も生活に困つておるから、できたなら

○守田最高裁判所長官代理者 お気持ちは十分わかりますし、私どももその点につきましては深く同様の気持ちを持つておるわけでございます。しかしながら、ただいま申し上げましたような事情もございしますので、ここで公の席上におきまして申し上げておるわけでございます。それが不人情に聞こえるとおっしゃるかも知れませんけれども、そうでなくて、われわれとしては十分同情しております。しかし、それが公務に基因するかどうかといふことは、やはり科学的な医師の判断等待ちました上でできたいきたいといふふうに申し上げておるわけでございます。

○横山委員 不人情さわる。これはもう、こういうのが最高裁の人事行政であるとするならば、さつきから申上げておるように、欠員になるのは無理ないですよ。給料は安いし、年とつてもボーイマンの前で働かされるし、死んだら、それはおれの知らぬことだ、ほかの人がきめてく

○守田最高裁判所長官代理者 御返事をいただきましたか。あつた気持ちは、まあ七十二歳だから本人も生活に困つておるから、できたなら

れる、こういうことでどうして一生懸命働く気になりますか。私だって、あなたが最終的権限を持つておる人だとは思ひませぬよ。あなたがきめるんじゃない、あなたがきめるんじゃないけれども、あなたとしては人事の責任者として努力をしておりますというくらいのことを言えたらいいじゃないか。私は知りませぬ、私の権限じゃありませんから何ともなりません。気持ちはわかるけれども、私の権限じゃない。それじゃあなた人情が通りませぬよ。私がさつきからいろいろ申し上げておりますのは、どうして人が集まらぬだらう、何となく最高裁に働くというところは冷たい感じがする。あたたかみがない。そして働いている人たちはいろいろ苦情が私のところへも殺到している。私は最高裁の内部事情はそんなに詳しくは知らぬけれども、それでも仕事でだけに、理屈で割り切るところだけに、雰囲気冷たいという感じがするわけですよ。しかも給料は安い。だから多少のことくらいは役職にある人たちが努力をして、何とかしてやるという気持がなくなつてしまつたんじゃないですか。これだけ申し上げれば、私の言いたいことが身にしみておわかりだと思ひますから、もう申しませぬ。

○守田最高裁判所長官代理者 お気持ちは十分わかりますし、私どももその点につきましては深く同様の気持ちを持つておるわけでございます。しかしながら、ただいま申し上げましたような事情もございしますので、ここで公の席上におきまして申し上げておるわけでございます。それが不人情に聞こえるとおっしゃるかも知れませんけれども、そうでなくて、われわれとしては十分同情しております。しかし、それが公務に基因するかどうかといふことは、やはり科学的な医師の判断等待ちました上でできたいきたいといふふうに申し上げておるわけでございます。

○横山委員 不人情さわる。これはもう、こういうのが最高裁の人事行政であるとするならば、さつきから申上げておるように、欠員になるのは無理ないですよ。給料は安いし、年とつてもボーイマンの前で働かされるし、死んだら、それはおれの知らぬことだ、ほかの人がきめてく

○守田最高裁判所長官代理者 御返事をいただきましたか。あつた気持ちは、まあ七十二歳だから本人も生活に困つておるから、できたなら

○守田最高裁判所長官代理者 御返事をいただきましたか。あつた気持ちは、まあ七十二歳だから本人も生活に困つておるから、できたなら

その次に、この間資料を要求しました脚翰炎の問題ですね、あなたのほうから出ましたあれによりまして、激しい搏動性疼痛、局所の腫脹、熱感、運動制限、圧痛がある。原因は、慢性のものには結核性のものが多く、まれには淋菌性のものがあり、急性のものにはブドウ球菌、連鎖球菌等の化膿菌によるもの、脚翰のある部位を酷使するため、極度の疲労が残り脚翰に炎症を来たすものがある。こういうものだそうですが、罹病状況を見ますと、現在脚翰炎で病休している者なし。ただし、脚翰炎に罹患しているとして公務災害補償の請求がなされているケースがタイピストで三件ある。こう書いてある。これについて、役所としては、この脚翰炎について、タイピスト三件あるといわれておるのでありますが、私の手元にも、た

その次に、この間資料を要求しました脚翰炎の問題ですね、あなたのほうから出ましたあれによりまして、激しい搏動性疼痛、局所の腫脹、熱感、運動制限、圧痛がある。原因は、慢性のものには結核性のものが多く、まれには淋菌性のものがあり、急性のものにはブドウ球菌、連鎖球菌等の化膿菌によるもの、脚翰のある部位を酷使するため、極度の疲労が残り脚翰に炎症を来たすものがある。こういうものだそうですが、罹病状況を見ますと、現在脚翰炎で病休している者なし。ただし、脚翰炎に罹患しているとして公務災害補償の請求がなされているケースがタイピストで三件ある。こう書いてある。これについて、役所としては、この脚翰炎について、タイピスト三件あるといわれておるのでありますが、私の手元にも、た

その次に、この間資料を要求しました脚翰炎の問題ですね、あなたのほうから出ましたあれによりまして、激しい搏動性疼痛、局所の腫脹、熱感、運動制限、圧痛がある。原因は、慢性のものには結核性のものが多く、まれには淋菌性のものがあり、急性のものにはブドウ球菌、連鎖球菌等の化膿菌によるもの、脚翰のある部位を酷使するため、極度の疲労が残り脚翰に炎症を来たすものがある。こういうものだそうですが、罹病状況を見ますと、現在脚翰炎で病休している者なし。ただし、脚翰炎に罹患しているとして公務災害補償の請求がなされているケースがタイピストで三件ある。こう書いてある。これについて、役所としては、この脚翰炎について、タイピスト三件あるといわれておるのでありますが、私の手元にも、た

その次に、この間資料を要求しました脚翰炎の問題ですね、あなたのほうから出ましたあれによりまして、激しい搏動性疼痛、局所の腫脹、熱感、運動制限、圧痛がある。原因は、慢性のものには結核性のものが多く、まれには淋菌性のものがあり、急性のものにはブドウ球菌、連鎖球菌等の化膿菌によるもの、脚翰のある部位を酷使するため、極度の疲労が残り脚翰に炎症を来たすものがある。こういうものだそうですが、罹病状況を見ますと、現在脚翰炎で病休している者なし。ただし、脚翰炎に罹患しているとして公務災害補償の請求がなされているケースがタイピストで三件ある。こう書いてある。これについて、役所としては、この脚翰炎について、タイピスト三件あるといわれておるのでありますが、私の手元にも、た

その次に、この間資料を要求しました脚翰炎の問題ですね、あなたのほうから出ましたあれによりまして、激しい搏動性疼痛、局所の腫脹、熱感、運動制限、圧痛がある。原因は、慢性のものには結核性のものが多く、まれには淋菌性のものがあり、急性のものにはブドウ球菌、連鎖球菌等の化膿菌によるもの、脚翰のある部位を酷使するため、極度の疲労が残り脚翰に炎症を来たすものがある。こういうものだそうですが、罹病状況を見ますと、現在脚翰炎で病休している者なし。ただし、脚翰炎に罹患しているとして公務災害補償の請求がなされているケースがタイピストで三件ある。こう書いてある。これについて、役所としては、この脚翰炎について、タイピスト三件あるといわれておるのでありますが、私の手元にも、た

とえば東京地方で、刑事関係で、速記官が二人、それから民事関係で同じく速記官が三人、私の手元へも報告が来ておるわけだ。あなたのいう三人のタイプ以外に、この裁判所系統で腿鞘炎が出るものが、何か関係があるのかどうかということとを、オーソドックスに調査なさったことがありませんか。

○守田最高裁判所長官代理者 お尋ねの件でございますが、従来、職員組合のほうから、腿鞘炎と云うようなことで、いろいろ職業病につきましても意見の開陳があったわけでございます。本来、腿鞘炎と申しますのは、IBMのキーパンチャー、これにつきましても、それを契機としてクローズアップされてきた病気のようでございますが、昭和三十七年に在京の速記官全員に對してまして労働衛生科学の専門医師に依頼いたしまして、種々の器具を利用して検査を実施したことがございまして、この検査は、当時といたしましては全国で、事業所では十二カ所くらいしかやっていなかったようでございますが、その検査をやりました結果は、治療を要しないが若干事務量に配慮する必要があります。組合の主張といたしましては、少し大げさではなかったか、質量ともにそういったような状況は見出されなかったわけでございます。この検査をその後も定期的に実施すればよいわけでございますが、この専門医師がきわめて限られておりまして、検査いたしまして、その結果が判明するまでに半年以上もかかる。そしてその医師は非常に多忙であります関係から、なかなか毎年毎年やるというようないことが困難である。そこで私どもといたしましては、速記官につきましても、この腿鞘炎とか、そういったものは多分に神経的な要素があるようでございますので、ここ三、四年前から、速記官になるには書記官研修所の速記官養成部に入るわけになります、その入所にあたりまして、そういった適性検査をいたしまして、そういった素質のある人になるべく入れないような方向でやっておるような状況でございます。

○横山委員 あなたのほうからは、三人のタイプから請求がなされておるといふケースだといふお話ですが、私の手元には、東京地裁で、医者から腿鞘炎と診断され、現在仕事をしていない人が五人あるという報告が来ておるわけですが、これも、あなたのほうの腿鞘炎に対する取り組みが少し足りないのじゃないか。あなたは、いまはしなくとも、組合は少し大げさ過ぎると言ったので言った、それがどう言ったという問題の以前に、現に仕事をしていない人が五人ある。腿鞘炎が、キーパンチャーを含めて、いろいろな人たちの間に新しい近代病として発展しておるといふことについて、もっとオーソドックスにかまえる必要があるんじゃないかと私は思うわけでありまして、あらためて、この東京地裁の五人の人がお医者から腿鞘炎と診断されて仕事をしていないということとは、一体間違ったのか、私の調査は事実と反するののかどうかということと伺いたいと思っております。

ただ、委員長、私の質問は実は細部にわたってずいぶん多いのであります。これをやりますと、きょう一日かかりますので、きょうあとの質問の方が三人ばかりいらっしゃいますので、一応私の質問はこれで中断しまして、同僚諸君のために私は後日に延ばしたいと思っております。御了承願います。

○加藤委員長 速記をとめて。
(速記中止)

○加藤委員長 速記を始めて。

○神近市子君

○神近委員 横山さんの質問に多少関連してきまされども、この資料に出ておるに、法務官が非常に給料が低い。それで希望する人が非常に少ないというように、それが話題になってきたように思いますが、それに関連して、ちよっと御質問申し上げたいと思っております。いま出ておる資料の「裁判所職員定員法の一部を改正する法律案参考資料」の中の三

ページ、その中に再審の問題が民事と刑事と出ておるのです。これは私の記憶するところによりまして、再審は百六、七十件年に出ているはずですが、これも、非常にそれが少ない。民事のほうは、三十六年には十五件、それから三十七年には十九件、三十八年にやると二十三件になっておる。これは百数十件出ているうちに、たったこのくらいしか再審が行なわれないというのには、やはり手不足というか、そういう意味から出てきているかというところが、それからもう一つは、民事のほうは十五件、十九件、二十三件となっていますけれども、刑事のほうは、三十六年に四件、三十七年が八件、それから三十八年が十一件、非常に格差があるのはこれはどういふところからきているか。その再審の許可が非常に少ないということ。それから民事と刑事がどういふふうに関わっているのか、どういふふうなところに原因があるかということ。

○寺田最高裁判所長官代理者 いま神近先生のお尋ねの点は、この御指摘の三ページは簡易裁判所だけのものでございます。それで地方裁判所の件数は、その次の四ページのところにございます。その四ページのところで、民事では三十八年は五十八件というふうな数字が出ておる。刑事は三十八年にはないようでございますが、なおそのほか高等裁判所等にも出る場合もあり得るわけでありまして、それから、その合計数が百何件になるかという、ちよっとそれはならないようでございますが、私どもの統計ではさうなっているわけでございます。

それから、民事と刑事とどうしてこう差があるかという点は、これはちよっと私も必ずしも即答いたしたかねるわけでございますが、やはり刑事のほうでございますと、判決が終わりますれば、それでまあ大体、何と申しますか、一応処分がきまったような形になる。民事のほうは、何といいまでも争いが蒸し返されるというふうな面もあるのじゃないかと思っております、これは実は正確にど

ういう原因でということとはちよっと申し上げかねるわけでございます。

それからこの件数は、これは要するに再審を申し立てた件数でございます。再審の開始の件数はこの数とは違つてございまして、これはまた別個にあるわけでございます。お話を再審が受け入れられたというわけではないのでありまして、これはただ再審が出てきた件数、こういうことでございます。

○神近委員 これは再審が出てきて、これを扱ったという数字ですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 そのとおりでございまして、出てきて扱ったという数字でございます。

○神近委員 扱ったという件数だけで、これが最終的な判決が出るというケースはどのくらいの中にあるのですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 これは実は、そもそもこういう表をつくりました趣旨から申し上げますと、今度の法案で裁判官を増員していただく。増員していただくのには事務量がどのくらいあるだろう、件数がふえているのか、減つていくのかという観点から資料を作成して、法務省のほうに出していただきまして、そういう面からよそ扱った件数がどのくらい、そういう面からこの表ができておるわけでございます。いま神近先生のお話は、むしろそれほどの程度再審が実際に通るものかという実質のほうの御質問だと思っておりますが、そうなりますと、これは直接この法案の面の関係でございまして、ここに出ておらないわけでございますが、その数字はいま手元に持っておりますけれども、きわめてわずかの数、再審のいれられます数は非常に少数であるというふうな申し上げられると思っております。

○神近委員 再審を申し立てる件数は、いまちよっと的確な数字は言えませんが、年間百七十件以上あるというふうな私は記憶しております。それをたつた三件とか五件とか十一件とかいう程度をやるということ、それは刑事のことがお

もすけれども、それでその判決が一件か二件しかできないというようなことは、私はどうも納得ができません。そういうようなことは手不足でやれないのですか、徹底的な手不足でやれないのですか、それとも前の判決がもしこの新しい判決によってミスであったということになると、皆さんの官僚仲間の先輩であるとかあるいは後輩であるとかいうような人たちのミスになるという点が考慮されるのですか。どうもそこところが——いま、吉田石松という人の再審の問題、松川事件というようなもの、再審の問題で、法務関係のものでは非常にその点が問題にされているのですけれども、その点、どうしてそういうふうな再審を取り上げないのか。それから判決が非常に時間がかかって、ものによっては何十年とかかって、そしてそれが無罪になるというようなことが非常に少ないというようなことは、何とも私もは裁判というものに割り切れない気持ちがあるんですけれども、それは一体どういふふうな——まあ仲間が判決をしたので、それをやり直すということに違慮があるのか、あるいは仲間がたとえばも誤判をやったというときには、あなたの方の点数が落ちますかどうか、その点を伺いたいと思います。

○寺田最高裁判所長官代理者 先ほどの私の説明がやや不十分でございましたために、誤解を招いたかと存じますが、たとえばここで三十八年度に刑事の簡易裁判所では十一件の再審が出た、その判決が一件か二件しかやらない、こういう趣旨では実はなかったのであります。この再審の申し立てがございませば、むしろその事件をいづれかの裁判官に割り当てまして、そうしてその裁判官が真剣にその事件に取り組んで審理を進めてまいるということ、これは一般の事件と同様でございまして、特に簡易裁判所等におきましては、そう著しく事件が渋滞しておるといふわけでもございませぬから、再審につきましてもかなりな速度で審理が行なわれていっているというところは、これはそのとおりなのでございませぬ。先ほど申しましたのは、その結果、いわば前の判決が間違っ

ておったという、そういう結論が出て、いわば再審を認める、何といひますか、前の判決はやり直さなきゃいかぬという、そういう結論に達するケースというものはかなり少ないということにございまして、たとえばこの十一件の再審の申し立てにつきましても、これはあくまで全部の事件がほとんど既済になっておりまして、未済が残っておりましては三件程度でございませぬ。そういう意味で処理としては進んでおるわけにございませぬ。そこで問題は、それじゃなぜその再審の事件が申し立てが立たないか、つまりその再審が認められて前の判決が間違っておったという結論が出るケースが少ないのはなぜかというお尋ねの点でございませぬが、これは何と申ししても、私どもの口から申し上げるのは、あるいはいかにがかと思いますが、ともかく裁判所で三回、一番丁寧にやります場合は一番、二番、三番と、三番まで重ねて慎重な裁判をやつて、それで終わったもの、それが再審に出てくるわけにございませぬが、普通の場合には、かりに簡易裁判所で間違っておつても地方裁判所で取り消される、あるいは高等裁判所では正される、あるいは最高裁判所で破れるというところで、つまりそこにいきまますまでにはだいたい解決するわけにございまして、それでなお最高裁判所までいって、あるいは事件の起こりました地方の高等裁判所までいって、それで事件が確定しました後に起こってくる問題でございませぬから、それが通らないという点が多いというところは、むしろ自然ではないかと思ひます。そういう場合において、これは世界各國どの立法でもそうでございませぬが、再審というものは相当厳格な法律上の要件があるわけにございませぬ。たとえば民事訴訟法でまいりますと、判決の証拠となつた文書その他の物件が偽造であつた場合、つまり証拠になつたものが偽造であつた。しかもその証拠が断つた。それが偽造だつたというところがわかつただけでなくて、それがもう一度あつた判決で、やはり偽造であつたということにはつきりなつた上ではじめて再審が認められるというような、いろ

いろ要件が非常にやかましくついておるわけにございませぬ。これは世界各國の立法でいづれもそうなつておるわけにございまして、なぜそうなつておるかといひますと、これはやはり、判決がそうやたらにひっくり返つたのでは安心して生活ができないうこと、各國の立法でそうなつておるわけにございませぬ。そうでございませぬから、自然、再審事件を調べましても、こういう要件に当たるという場合が非常に限られておる。したがつて、なかなか再審が通りにくい、こういうことになつておるわけにございませぬ。したがつて、もっと再審が通るようになるためには、たとえば法律を改正しまして、法律の要件をゆるやかにすればよいわけにございませぬが、しかし、こういうことも全体の問題として、はたして立法例等からいつてどうであらうかというところが問題になるわけにございませぬ。そういう点は、今後は立法問題であらうと思ひますが、現在の法律のもとではかようなことにならざるを得ない。決して、裁判官がお互い同志にかばひ合つて、前のミスを出すまいということをやつておるというのでは毛頭ない、私どもとしてはかように信じておるわけにございませぬ。

○加藤委員長 神近先生、関連質問でございませぬから。それから、きょう社会党のほうから特別緊急質問者があらわれておりますので、この程度にしておいたければありがたいと思ひます。

○神近委員 それでは、予算委員会でもう一つお尋ねするつもりでございませぬし、そういう緊急質問があるものでございませぬから、これで……

○加藤委員長 大竹太郎君。

○大竹委員 それでは、この間いただいた資料について、二点お伺ひしたいのであります。ここに各簡易裁判所、地方裁判所の平均審理期間という表が出ております。まことにしつらうと小さい質問で恐縮であります。この審理期間が始まりと終わりは——終わりは判決があつた日だらうと思ひますが、始まりは一体どこに置いておるのでございませぬか。

○寺田最高裁判所長官代理者 ここに出ております表はいずれも一審事件でございませぬから、訴状の出ました日からでございませぬ。

○大竹委員 それなら、新しい資料の控訴事件のほうは、控訴状が出た日からと、そう解釈してよろしゅうございませぬか。

○寺田最高裁判所長官代理者 御説のとおりでございませぬ。

○大竹委員 次に、この資料の中の件数の点でございませぬが、三ページの民事、刑事ともにその他という欄がございませぬが、簡易裁判所の合計の件数がふえておるのは、このその他の件数がふえておるためかと思ひますが、このその他というものは一体何が入つておるのか。

○寺田最高裁判所長官代理者 簡易裁判所でまいりますと、ここに出ておるものには、たとえば即決和解の申し立てでございませぬか、あるいは督促手続すなわち支払命令でございませぬか、あるいは簡易裁判所仮処分、過料事件、かようなものが民事事件としてはその他の事件の中に含まれておるわけにございませぬ。

○大竹委員 それで、この五ページの簡易裁判所の平均審理期間についてであります。簡易裁判所は、たとえば三十八年度を見ますと、民事のほうは五・七ヶ月、刑事のほうは三・六ということ、前年度に比べますと、民事のほうは大体三・六で同じことではあります。民事のほうは○・三だけ三十八年度のほうが日数を食つておるということになるのであります。そこで、この審理の促進という問題とこれを関連いたして考えてみますと、私も多少事件を扱つた経験からいひますと、平均として三・六ということ、必ずしもそうかかつておると思ひませぬのであります。これは一体どういふものを標準にして、三・六は大体かかるんだというところを、お聞きしてもなかなかむずかしいと思ひますが、こういう点については、裁判所としてはどういふふうにお考えになっておるのか。

○寺田最高裁判所長官代理者 確かに私どもの感じからいたしても、三・六月というものが非常におそいとは思われないわけでございますが、ただ、戦前の統計を見ますと、戦前の区裁判所の平均審理期間は一月ないし一カ月半程度になるわけでありまして、しかしながら、戦前は起訴状一本主義でございまして、最初から記録が全部まわりますから、第一回の審理で、判事がこれを全部読んでいって、それで法廷でそのとおりといえ、極端な場合にはその席で言い渡す。せいぜい一週間くらいで言い渡すという事件が非常に多かったわけですが、現在は起訴状一本主義でございまして、証拠能力等の制限もございまして、直接審理主義の程度が強化されても、その点は戦前並みにはいかないと思っておりますけれども、戦前が一カ月なら、せめて二カ月ぐらいまでに短縮したい、その辺まではいくくじゃないかというところは、私どもとしては希望として持っておるわけでありまして。

○大竹委員 裁判所のほうでは、やはり起訴状が出てから期間を問題にされる。これはもともとあります。一般の被告人の立場に立ちますと、極端にいえば、警察に調べられたときからいよいよ事件として問題になるのだらうと思っております。いまのようなお話を、検察庁の手に移ってから判決までの期間というものは——これはもちろんなかなかむずかしいではありませんが、戦前のお話等もありましたが、それはどうなっておりますか。

○鹽野政府委員 ただいま、検察庁の処理期間プラス裁判所の審理期間はどういうことになるかという御質問でございますが、ただいま検察庁の処理期間の統計をちょっと用意しております。その中で、いづれも御説明申し上げたいと思っております。ただ、御承知のとおり検察庁の処理期間は、身柄拘束事件でございますと勾留二十日に限られておりますので、その前の逮捕期間を入れますと二十三日、逮捕から二十三日以内に起訴するというたてまえでございますので、身柄事件につきまし

ては、この平均審理期間に二十日ばかりを加えるということになると思っております。ただ、事件の中には、御承知のとおり告訴事件などで、民事関係のいろいろ複雑な内容を含みました告訴事件がございまして、そういうものにつきましても、検察庁の取り調べ処理の期間が一年をこえているというものもごくわずかでございます。しかし、そういうものは特別の事件だけでございまして。

○大竹委員 それで、新たに出していただきましたこの資料との関連でちょっとお聞きしたいのですが、これを見ますと、いづれも民事は地方裁判所、刑事は高等裁判所ということになるわけでありまして、いづれも三十七年より三十八年が審理期間が長くなっておるのであります。それで第一審のこれと比べますと、刑事のほうは大體二カ月前から民事のほうはちょうど倍以上かかっておるのであります。この関係はちょっとわからないのであります。この点について御説明を願います。

○寺田最高裁判所長官代理者 確かにいま大竹委員のお話の点もちょっと資料を見ても、点があるかと思っております。この控訴事件の審理期間がやや長期化したというところは、特に民事の場合にはある程度やむを得ないことではないかと考へるわけでございます。と申しますのは、まず簡易裁判所に一番にまいります事件は、原則としては非常に簡単な事件が多いわけでございます。また、訴え提起後何らかの事情で既済になる事件というものが相当たくさんあるわけでございます。そういうところからこの平均審理期間が五カ月程度でとどまっておる有力な原因でございまして、簡易裁判所でも、真剣に争います事件になりますと、やはり一年近くかかるという事件がかなりあるわけでございます。しかも控訴されてまいりますのは、実はそれらの中のさらにむずかしい事件でございまして、そしてこれは法律問題あるいは事実認定がむずかしいということばかりでなしに、非常に争いがこじれておって、とことんまで争おうという気持ちの強い事件が自然控訴になってまい

りますので、そういう関係で特に民事事件では一審の事件より控訴事件のほうが長くかかるということになるわけでございます。ただ、しかしながら、それも簡易裁判所の一審と地方裁判所の控訴を比較して長くかかるということでございます。が、今度刑事事件のほうになりますと、刑事事件は御承知のとおり事後審でございますから、控訴審は一般的にそれほど長くかかるわけではございませんが、あとで提出いたしました控訴事件の平均審理期間の表をのべていただきますときには、これは実は民事は控訴審が地方裁判所でございまして、したがって、民事の控訴審の審理期間と、当初差し出した参考資料の第六表の個々の審理期間とを比較していただきますれば、あたかも地方裁判所の一審と控訴との比較になるわけでございますけれども、刑事のほうは、控訴審が高等裁判所でございまして、高等裁判所の一般的な審理期間は、実は今度の法案に直接関係がないというところで出ておらないわけでございますが、御要望がございましてあとで提出したいと思っております。そうなりますと、刑事の場合には、御承知のとおり、簡易裁判所の一審事件も地方裁判所の一審事件もいづれも高等裁判所で控訴審として審理されますが、この二つを比較いたしますれば、どちらかといえば簡易からきた控訴事件のほうがやや早く終わっておる。しかもいづれも事後審の控訴審でございますから、そんなに差がない、どちらかといえば簡易からきた場合がやや早く終わっておる、こういうような関係になっておるわけでございます。

○大竹委員 民事のかかる理由もある程度わかるわけでございますが、ただ、ここで私の乏しい経験から申しますと、民事の、ことにむずかしい事件等で長くかかるということは、とかく判事さんのほうで判決をしたがらぬで、いかげん和解させたいということ、すっぱかしておるから長くなるのじゃないですか、どうですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 私も非常に乏しい経験でございますので、その経験だけから言うわけでございますけれども、これは現在の民事訴訟の中には相当程度に、結局和解をしたほうがいい事件があることは事実でございます。と申しますのは、これはあるいは表現が妥当でないかもしませんが、国民一般の法律生活というものが高度でございせんために、したがって、この法律的な処理、そもそも契約を結ぶときに法律家に相談して法律的に処理するという頭がございせんし、いわんや、書類をつくるという頭がございせんが非常に乏しいわけでございます。そうして、この裁判所へ出てまいりますまでに相当いろいろな人の手にかかって、すっぱもんだした事件が出てまいりますと、それをすっぱと割り切つてきめることが、かえって一般の紛争解決に十分でない事件も相当あるわけでございます。そういうところから和解を勧告するといふケースがかなり多いわけでございますけれども、しかし御指摘のように、判決するのはいやだ、めんどうくさいから和解をしようということがあるとすれば、さようなことは絶対に許せないことで、私どもとしては、さようなことのないように信じておりますし、そういうように一般に心がけて申し伝えておるというふうな状況でございます。

○大竹委員 質問は終わりました。

○加藤委員長 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○加藤委員長 次に、法務行政、検察行政及び人權擁護に関する件について調査を進めます。質疑の申し出がありますので、これを許します。藤田高敏君。

○藤田(高)委員 昨年の十二月十七日、この法務委員会において坂本委員が愛媛の学力テストに關連して質問をされておりますが、この質問の内容は、昨年の六月の二十三日、愛媛県の松山市の某小学校において、児童生徒が当然学力テストを受けなければならないにもかかわらず、学校側の取り扱いは、いわば意圖的と申しますか、取り扱

いが非常にまずかったために、学力テストを受け
ることができなかった。これは明らかに児童生徒
に対する人権の侵害であるということで、母親が
昨年の九月七日、松山の地方法務局に人権侵害と
して問題を提起しておるわけでありました。このこ
とについて昨年の十二月十七日の議事録を一読し
てみますと、鈴木説明員は、詳しい内容は省略し
ますが、いわゆる福角という児童生徒が定木、コ
ンパスを忘れたので、ぼくは家に取りに帰ります
と言ったので、八時五十分くらいまでに、授業が始
まるまでに帰ってくるようにと、半ば福角自身
がものを忘れたので、自主的に取りに帰ったとい
うような御答弁をされておるわけでありました。私
自身愛媛の出身でございます、この問題につい
てはやや詳しくその実態を調査してきておるとこ
ろであります、そのこと自体が事実と反してお
るわけでは、鈴木説明員が言っておることと違つてお
るわけでありました。しかし、そのことは一応留保い
たしまして、この議事録からいっても、帰ったこ
とは事実でありますから、受け持ちの先生なり担
当の先生がそのことを知っておるのであるから、
授業が始まったときに、その福角という児童生徒
が来ていなければ、これはどうしたことだろうか
という点検が、これは教師の責任義務として当然
正確に行なわれなければならぬ。そのことにつ
いて人権擁護局として、法務局として、その間の具
体的事実についてどのような調査をなさったか、
これをまずお尋ねしたいと思つておるわけでは
ありません。

○鈴木(信)政府委員 たいま御指摘の点であり
ますが、前回大体事件の経過を御説明いたしまし
て、ただいまの点につきましては、相手方である
ところの酒井教諭が当日、たいま御指摘のよう
に言ったというふうにお供述しており、申告の事実
を全面的に否認しておる。そこでその場に居合
わせた生徒全員につきまして調査いたしました、
酒井教諭が福角に忘れものを取りに帰らせられた際
の問題について明確に記憶している者がなく、福
角力の述べているように、酒井教諭が同人に対し

十時半までに学校に来なくてもいいと言つた事実
をまだ認定することはできない、こういうふうにお
答えしたつもりであります。
なお、問題の点については、引き続き調査中であ
るといふふうにお答えいたしましたつもりでござい
ますが、実際その後引き続き調査を継続してお
るわけでございます。そして本年の一月二十二日
になりまして、所轄の松山地方法務局長から本件に
関する調査の経過につきまして、さらに報告が
あつたのでございまして、当局におきまして、事案
をさらに綿密に検討する必要があると思つたので、
現在一件記録を取り寄せて詳細に検討中であ
りまして、したがって最終的な結論はまだ出
してないわけでございます。

○藤田(高)委員 質問の順序は若干前後いたしま
すけれども、いまの御答弁によりまして、一月二
十二日付の報告によつてもまだ調査中、こういうこ
とであります、これはすでに御承知かと思いま
すけれども、この人権侵害についての事案は一月
十九日にすでに人権侵害問題としては心証を得
ることはできたけれども、物証を得ることができ
なかつた。したがって人権侵害問題として取り扱
うことができない、いわゆる人権問題として非該
当だといふ結論が出ておるわけなんです。しかも
それが一月十九日の新聞に、こういう形で出てお
るわけなんです。今日の段階では二月の十日日
です、すでに二十数日、かれこれ一月九日近
くの時間的な経過を経ておるわけですが、全くその
点、こういう重大な人権問題についての出先と本
省との関係というのは非常に不備ではないかと私
は思つておるのです。その間の事情をひとつ明らか
にしてください。

○鈴木(信)政府委員 この事件につきましては、
現地だけで最終結論を出すという取り扱いには
いたしておりませんので、松山の事件でございま
す、高松の法務局を通じて、当局に処理につ
いての意見をつけて上申し、当局でこれを検討し

た上で結論を出す、こういう処理の手続になつて
おります。たいま御指摘の新聞記事がどうい
う経過から出たのか、私も承知いたしております
が、もしそういうふうに出ておるといふことは
と、さらにその点についても、はたしてどうい
う経過で出たのか、あるいは新聞記者が直接認定
したのか、その辺のところはさらに調査いたしてみ
たいと思つておるわけではございません。

○藤田(高)委員 たいへん質問の順序が派生的に
なりますが、私は、和田人権擁護課長という人
は、これはどの方か知りませんが、法務
局の方だろうと思つておるのです。和田人権擁護課長の
話という形で——この問題は片一方のテストを受
けさせてもらえなかつた母親の側から、子供の人
権が侵害されたという問題を提起した、ところが
その受け持ちの先生と学校当局は、そういうこと
を提訴すること自身が教師の人権を侵害したとい
う形で報復の問題を提起しておる二つの問題で
すが、「双方の証言のもとに情報集めに力をそそ
ぐ、文字どおりの事実が非該当という決定だ
が、積極的に立証する事実が双方になつたとい
うことだ」、こういう形で、この非該当という結
論がもうすでに一月前に出しておるのです。こ
れは少なくとも地方新聞あるいは共同通信を通じ
て出ておるわけですから、これは報道機関として
も、少なくとも法務局の和田人権擁護課長という
人の談話を出すくらいですから、これは知らない
と言えないでしよう。

○加藤委員長 速記をとめて。
〔速記中止〕
○加藤委員長 速記を始めて。
○藤田(高)委員 それでは質問の技術的な良否は
お許しをいただきたい面もあると思つておる。しかし
私は、あえてこういうことをお尋ねしたのは、い
ま擁護局のお答えによると、まだ結論が出ていな
い、検討中だ、こうおっしゃるのです。ところが
が、現地では、もう新聞記事は抜きにしても、す
でに人権侵害をされたという母親に一月十八日に

松山の人権擁護課から呼び出しがあつて、はがき
が来て、そして自分の子供に対しての人権侵害で
はありませぬという言い渡しがなされておるので
す。そういう具体的事実があるわけでは、私はず
うという具体的事実を具体的に確かめてきて、な
おかつこの結論は出てないとおっしゃるから、法
務局の關係の課長さんでござい、こういう談話を発
表しておるじゃないですか、こういう前提に立
つてお尋ねをしておるわけですから、決して私自身
は……

○鈴木(信)政府委員 松山地方法務局の人権擁護
課長が和田何がしという方であるかどうか、いま
までは記録を持っていませんでしたが、たいま
記録を見ますと、そのとおりに出ておりますか
ら、その人が人権擁護課長であることは間違ひで
ないと思つておるわけでは、
それから、新聞に非該当と課長が発表してお
るではないかという御指摘の点でございますが、愛
媛新聞にそのような記事が載つておるというこ
とは、これもまた客観的な事実でございます、私
のほうにそういう報告、松山の地方法務局でそう
いう最終的な結論を出したという報告は入つてお
りません。何らかの間違ひ、あるいは新聞記事が間
違ひが多いというふうなことは私は決して申しま
せんが、私も直接経験いたしましたところでも、
新聞社から、夜中に電話をかけてまいりまして、
いろいろ問題について聞かれました、それに対し
て答えましたことが、そのまま正確に出ないとい
うこともたまに経験するところでございます、
あるいはそういうことばの行き違ひがその辺に
あつたのではないかと、これは想像するわけでは
ありません。新聞に出たことでございますから、は
たしてそのようなことであるかないか、これは至
急現地に照会してみたいと思つておるわけでは
ありません。

それから、さらに手続のことにつきまして、も
う少し先ほどの御説明に付加させていただきます
と、一応現地で調査を終了いたしますと、現地と
しての意見をつけて、先ほど申しましたように、

高松の法務局、さらに人権擁護局に書類を回して
くるわけでございます。その報告書だけで私どもで
不十分だと考えます場合には、記録全部を取り寄
せまして、そして内容を詳細に検討し、必要があ
ればさらに補充調査を命じ、また場合によりまし
ては私のほうから直接係官が出向いて、不十分
な点は調査するというところもあるわけございま
す。

この事件につきましては、問題の点、御指摘の
点につきまして、なお事実認定について疑問があ
りますので、さらに現在検討中という段階でござ
います。

○藤田(高)委員 それでは、私どものほうとして
は、新聞記事の云々はともかくとしまして、現実
にその申請をした母親が松山の人権擁護課に出頭
といひますか、呼び出しを受けて、あなたの人権を
侵害として提訴された問題は非該当でございませ
ん、このことについてはどうでしょう。

○鈴木(信)政府委員 その点につきましては、現
在までに報告を受けておりませんので、はたして
そういう事実があったか、私どもとしては
現在お答えする段階に達していません。これは相
当問題になるかと思ひますから、これまた至急調
査してみたいと思ひます。

○藤田(高)委員 当局の基本的な態度は理解でき
ます。

○鈴木(信)政府委員 事件の種類によりまして、
手続は少し違つておりましたが、一般の事件につ
きましては、所轄の地方法務局で調査を終了しま
す。その結果を管区の法務局に意見をつけて報
告する。管区の法務局で最終的に決定するわけ
でありますけれども、具体的に内部の手続規程が

ございまして、重要な事件、特に国会で問題にされ
ましたような事件につきましては、管区限りで処
理せずに、事件の調査の結果、これに対する担当
地方法務局、さらに管区法務局の意見をつけて人
権擁護局に報告いたします。人権擁護局でさらに
これを検討いたしまして、最終決定をする、この
ような手続になっております。

○藤田(高)委員 それでは念のためお尋ねして
おきますが、最終的な決定は、今回の福角の
権侵害の問題については、国会でも論議されてお
ることでありますので、最終的に人権擁護局で最
終的な結論を出す、このように了解してよろし
うございませぬ。

○鈴木(信)政府委員 そのとおりでございます。
○藤田(高)委員 それでは、私はそのこと自身に
ついて、手続上の関係はもう質問を省略、留保いた
しますが、少なくともこの問題には非常に重要な問
題でありまして、全国的にもこの学力調査に關連
をする児童の人権問題としては非常に異例なケ
スだろつと思つたので、そういう意味で当局の人
権擁護局長から御答弁のございましたような形
で、最終的には人権擁護局でその結論を出し、出
先の機関でいまやっております処置について足らざる
ものについては、さらに再調査ないしは補充調査
をやる、こういう御答弁でありましたので、その
ことを了として質問事項を次に譲りたいと思ひま
す。

○藤田(高)委員 今日段階までに当局に報告のきてお
る——私どもとしては一月の十八日にそういう結
論が、一応のこれは間違つた結論らしいのですけ
れども、一月の十八日に母親が呼び出されて非該
当だといふことの報告さへ受けておるわけであり
ます。したがって、もうこれは中央にもそういう
た報告書がきてしまふべきだと思つたわけであり
ます。そういう前提でいきますならば、福角とい
う児童が一たん学校に行つた。しかし物を忘れて
帰つた。そしてテストを受けようとするときに
おらなかつたというときに、少なくとも一たん学
校に来ておつたわけですから、かばんを自分の席

へ置いておるわけなんです。かばんがあるわけ
です。このかばんの取り扱いについて学校はどう
いう処置をしておるか、したか。この点について
当局はどういう調査をなさつておるか、お聞かせ
を願ひたいと思ひます。

○鈴木(信)政府委員 本件はいわば中心の問題に
なりますその子供が三角定木等の忘れものをした
ので、取りに帰ると言つた場合に、本人のほうで
は、午前十時半までに帰ればよいということと言
われたと言つております。それに対して酒井教諭
は、午前八時五十分までに来るように言つたとい
うふうで言つておりました。そこに食い違ひがあ
るわけでございます。どちらが正しいかという事
実認定は、いろいろな角度からなすべきであらう
かと思ひますが、ただいま御指摘のかばんがどう
であつたかというふうな点、まさにこれもいわば
争点をどう認定するかという点についての一つの
資料、そういう点につきまして現在検討中であ
ります。

○藤田(高)委員 この事実認定の問題は、検討中
といふことの御答弁は私ははなはだあいまいだと
思つて、むしろこのことは、今度の問題のある意味
におけるキーポイントになると思つたので、も
うすでに問題を提起されてから三カ月も四カ月に
もなるわけですから、この問題について調査を
なさる当局としては、その福角という少年が学校
へ行つておつた、そして二時間帰つてこなかつ
た、しかしかばんは置いてあるわけですから、そ
のかばんがあつたか、なかつたかという調査を、そ
の処理をどうしたかといふことは、これは調査さ
れる場合に一番重点的にやらなければいかぬ問題
だと思つた。そのことについて検討中だといふのは
私には理解できないのです。これはもうすでに調
査をしたかどうかといふことになるかと思つた
のです。

質問の時間を合理的にするために、私どもの調
べておる範囲を申し上げますが、遺憾ながら、こ
の問題が提起されて一月十八日に出先機関の行
き過ぎた結論が出るまでの間、このかばんの取り

扱いについては何ら調査をしていない、これはど
ういふことなのか。もし調査してないとなれば、
いま局長さんの御答弁にありましたように、補充
調査、さらに人権侵害問題に対する調査を的確に
行なうという意味で、かばんがあつたのか、なかつ
たのか、隠したかといふような事実がなかつたかど
うか、あるいはこの問題の処理についてどうなつ
たのかといふことを調査される御意思があるかど
うか、これは当然調査すべきだと思つたのですが、
どうですか。

○鈴木(信)政府委員 一定の問題につきまして、
当事者の主張あるいは証言が食い違ひます場合
に、どのようにして真実を認定するか、これは関
係者の言うこと、もしその際立ち会い人等があれ
ばその人の証言等が重要な証言になります。さら
にいろいろな状況を総合して判定する必要があります。
うかと思ひますが、ただいま御指摘のかばんの点も
まさにその一つであります。相当時間がたつてい
るのにまだ検討中とはいひささかおそいではないか
といふおしかりでございますが、先ほども申しま
したように、私のほうで、現地からの調査の経過
につきまして報告を受けたのが一月二十二
日、その報告書を検討いたしました結果、さらに
検討を要する点があるということを感じまして、
記録全部の取り寄せを現地に命じて、その記
録が参りましたのがつい最近でございます。した
が、いまして、ただいま全記録について問題の点、
さらに問題の点に関する周辺のいろいろな状況を
検討中でございます。結論を出すのにはいまし
ばらくの御猶予をお願いいたしたい、かように存
じております。

○加藤委員長 いま調査中だからしばらく時間を
というのですから……

○藤田(高)委員 かばんだけじゃなしに、他にも
二、三点問題がありますから、それではないと言
われた趣旨に沿つて御検討をお願いしたいと思います。
それともう一点は、これまたこの問題の中心点
にならうかと思つたのですが、福角という少年が家
へ帰つたわけですね。そこで母親がおつて、定木

とコンパスを持たせて家を出させたわけです。ところが、その少年は家の門の近くでうずくまって遊んでおるのでね。それで母親がどうしたのかと尋ねてみると、先生が、テストが終わるまで来なくてもいいのだ、こういうふうに言ったと言って泣き出したわけだ。母親が、そんなことではいかぬ、学校へ行きなさいということ、子供をいさめて学校へやっておるのですね。ところが、学校の報告あるいは出先機関で調べた範囲の調書を私どものほうでいろいろ調べてみますと、母親がおらなかつた、こういう報告になっております。このことについては、いまあなたの手元にておる報告書の中には、母親が学力テストを受けた六月の二十三日、おつたのかおらなかつたのか、もしおらなかつたとしたら、何月何日の何時に母親がおらなかつたのか、そういう点、報告書の出る内容に沿って御答弁をいただきたいと思ひます。

○鈴木(信)政府委員 ただいま御指摘の点もやはり問題になります。一体十時半までに来ればよいと言つたのか、それとも八時五十分までに来いと言つたか、食い違ひの点を認定するやほり一つの状況であるかと存じます。したがうまいて、一つの状況だけで結論を出すというわけにもまいりませんので、先ほど御指摘の点、ただいま御指摘の点、その他いろいろ状況がございまして、こういう状況を総合いたしました結論を出したい、かように考えておりますから、これまたまいりばらくの御猶予を願ひたいと思ひます。

○藤田(高)委員 事務的にお願いします。いま私が指摘したかばんの問題と母親がおつたかおらなかつたか、そのことについては報告書には出てきてないのですね。いまあなたの手元にある報告書にはそのことについての報告はなされてないのですか。

○鈴木(信)政府委員 報告書には、ただいま御指摘の点その他いろいろの点について触れてあります。結論を出すには、やはり事実認定——私どもも相当長期裁判に携わつておつたのであり

ますけれども、一つの事実だけで結論を出すというふうにもまいりませんので、やはりいろいろな報告を総合いたしましたものと、どうも特にこういうふうな争ひのある点についての結論は出せないのではないかと。したがうまいて、御指摘の点その他いろいろな点を総合して検討したい、かように考えます。

○藤田(高)委員 結論をお出しになるまでは総合的なそういう判断材料を検討されて出されるということでは当然であります。しかし、母親がおつたかおらなかつたか、あるいはかばんの処理についてどうしたかという、その報告はどのような形で出ておるのか、いまあなたの手持ちの報告書の中には、そのことは載つてないのかどうか、そのことはお答えできるでしょうか。これは最終的な結論をどうするかという点については、しばらくの時間を与えるわけですから、よく慎重にやつていただいでけつこうですか、その報告はどのようなふうに出てきておるかということをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○鈴木(信)政府委員 いろいろな状況が問題になるのであり、また非常にこまかくなつて、そのこと一々を当委員会で御説明申し上げるというのは、私としてはこの際は差し控えさせていただきます。最終的には十分に検討いたしました。これをできるだけ御納得のいきますように御説明させていただきます、かように考えております。

○藤田(高)委員 委員長が議事進行を含めて言われようとするお気持ちも私もわかるような気がするわけですね。そこで議事進行に協力する意味において、最終的にはこの質問は留保いたしましたと思ひます。留保していただきますが、しかし、私ども現地でいろいろ調査をしてきた範囲では、おそらく局長の手元にいまお持ちの報告書の中に載つておる報告事項と、私が調べてきておるものとの間にはかなりな違ひがある。しかし、そのことを一つ一つやつておると時間が足りませんか

ら、要望として、あるいは私どもの調べた問題点を提起して、最終結論をお出しになる大切な判断材料にしてもらいたい。委員長、これはいいでしょう。

その点は、まず第一に、いま言つたカバンの問題、そうして母親の問題、おつたかどうか、いなかったのかどうか、この点、それから第三点は、校区のPTAから出先の法務局に対して、学校側が、いわば一部のPTAの役員と相談して、この問題について口封じをしたようなことがあるわけでありませぬ。こういうこともやはりこの問題を調査する一つの重要な問題点でありますから、当然法務局に陳述書が出されておるわけですね。そういうことについても調査すべきだと思ひます。私どもの調査しておる限りでは、今日段階までは何ら触れておりませぬ。この点についても御調査を願ひたい。

第二点は、当日六年生の学力テストのときには、定木、コンパスは不要であつたということ、これをまた陳述書として、法務局へ松山市内の六年生のある教員が出しておるわけでありませぬ。これまた非常に重要な問題点であります。一番問題になつておる定木、コンパスを取りに帰らせるところが、当日の学力テストには定木とコンパスは要らなかつた、こういう事実があるわけですね。それについて陳述書を出しておるにもかかわらず、このことについても出先の人権擁護課が調査をしていないわけでありませぬ。この点についても御調査を願ひたい。

第三点は、教師や子供を法務局に出頭をさせて、いろいろ調査をしておるわけですが、これは、私個人は人権侵害がさらに人権侵害を起すとしておる重大問題として非常に遺憾に思つておるわけですね。学校側にはいささか不利になると思われような証言をした子供に対して教員が不当な圧力を加えつつあるという事実、このことについても新たな事実問題として御調査を願ひたいと思つておる。こういうことについて、人権擁護局として当然これは最終結論を出すまでに調査されるべきもの

であらうと思ひますが、御調査の用意があるかどうか、これをお尋ねしておきたいと思ひます。

○鈴木(信)政府委員 ただいま御指摘の点、その他あらゆる必要な点につきまして調査をいたしました上で、慎重に結論を出したいと考えております。

○細田委員 関連。子供の成績表をひとつ取り寄せられる必要がある。この問題は、成績の悪い子供にはテストを受けさせなかつたという疑ひが濃厚な事件ですから、成績がどうだったかという成績表をひとつお取り寄せの必要があると思ひます。これを要求します。

○鈴木(信)政府委員 子供の成績表を提出せよという御要望でございますが、これはやはり子供自身の人権にも関係することでありませぬし、成績表そのまゝを直接お出しするということは、はたしていかにできるのか、抽象的な表現をもってかえることができれば、そのほうがむしろ適当なものでなからうかというふうには考えますが、なお十分に考えてみたいと思ひます。

○藤田(高)委員 私は新人議員であまり経験がありませんけれども、私なりに委員長の顔色も見ながら、議事進行に協力を申し上げておるつもりです。そこはひとつ御配慮いただいで、いましばらくの時間を与えていただきたいと思ひます。そこで、この問題については、私質問をしたことは十件ばかりありますが、いまの非常に誠意ある調査をさらにやろうという局長の御答弁を了として、こまかい質問は省略いたしますが、この問題に関連をして最後に一つ、昨年法務委員会が坂本委員も質問をいたしてありますが、今度は出先の役人というか、官僚というか、そういう調査官だけこの問題を調査しておるのです。そうして人権擁護委員会には調査にもタッチさせなければ、審査にもタッチさせないと思つておる。これは昨年の十二月十七日の坂本委員の質問については、人権擁護委員執行規程の七条云云によつて、いわば単数で調査をするのだという意味のことを御答弁になつておる。私は、先ほど

来から非常にこの問題のキーポイントになるような点が、今日段階で、私どもが調べた範囲でも相当多数落ちておる。そういう問題をばかした形でこの人権侵害問題の結論を出すということ自体が、人権擁護局の存在と権威を失墜することになると思われます。そういう点からいっても、少なくともこの種の問題は出先機関の官僚だけでやるのではなくて、人権擁護委員を加えた形の調査、審査をされることが当然だと思つておられます。これは昨年約二カ月を経過した事実行為の中から私はそのように思つておられます。その点についての御見解をお聞かせ願いたい。

○鈴木(信)政府委員 人権侵犯事件の調査につきましては、人権擁護局関係、すなわち中央では法務省人権擁護局、出先といつたしましては法務局の人権擁護部、地方法務局の人権擁護課の職員がこれを調査するという方法と、もう一つは、法務大臣から委嘱されました人権擁護委員が、やはり侵犯事件と認定されました場合には調査されるという二つの方法、あるいは事件によりましては、人権擁護委員と法務局関係の職員の共同調査ということもやっておるわけでございます。したがっていまして、この事件につきましても、人権擁護委員が調査されるということも考えられるわけでありませぬけれども、前回御指摘の人権擁護委員の方は、これまたたいては御指摘のように、人権擁護委員執務規程第七条によりまして、この事件の調査をかりに担当されました場合、もちろん不公平な扱いをされようというふうなことは私も毛頭考えませんが、その委員の現在おられます地位から、何しろこの事件というのは相手方があるわけでございまして、相手方の立場から考えますと、どうも不公平というふうに疑われるという心配があるので、この事件につきまして、前回御指摘の人権擁護委員の御調査は御遠慮願つた、こういうわけでありませぬ。

それでは、今後人権擁護委員を入れて調査するつもりはないかという御質問だろうと思つておられるわけでも、事案は、すでに第一線から中央まで上がつてきておるわけでありませぬから、もしさらに再調査の必要があるとするれば、これは管区の高松法務局あるいは私どものほうで直接調査をするというのが適当ではなからうか、かように考えておる次第でございます。

ありませぬけれども、事案は、すでに第一線から中央まで上がつてきておるわけでありませぬから、もしさらに再調査の必要があるとするれば、これは管区の高松法務局あるいは私どものほうで直接調査をするというのが適当ではなからうか、かように考えておる次第でございます。

○藤田(高)委員 その場合には、人権擁護委員を加えて御調査なさるつもりなのかどうか。

○加藤委員長 当局の答弁の中にいまあったのですが、すでにそういう答えは、まあいいでしょう。

○鈴木(信)政府委員 先ほどもお答えいたしましたとおり、この事件につきましては、必要があれば高松法務局の人権擁護部あるいは法務省人権擁護局の職員で直接調査するのが適当であらうか、かように考えます。

○藤田(高)委員 私も地方議会で十三年ばかりやってきましたけれども、委員長のほうから水をこうさされる委員会には初めてなんで、ちょっとあけすけにいうてとまどうておるのですけれども、委員長さんは特別な他意があつてああいうふうにお水をさされておるのじゃないと思つておる。私もそういう意味で理解をいたしますが、なお続いて質問すべき事柄につきましては保留をさせていただきます。

時間の関係もございまして、そのものずばりで、自治省の行政課長さんがお見えでありますのでお尋ねしますが、この問題に直接関連をするわけですが、昨年の九月の一日、本院の地方行政委員会にて問題になりました、愛媛県議会が地方自治法百条の規定に基づいて、岡本議員の発言問題を調査特別委員会を設置して、そうして証人喚問の対象にしておるわけですか。この経過はもう自治省としては当然御承知だという前提に立って私質問をいたしますが、議員が県議会の中で発言をしたことが、いま県議会の告発という形で検察庁に送られておる。これは明らかに憲法五十一条の精神にも私は反すると思つておる。その後自治省として、この問題はこれまた異例なケースでありませぬ。

すから、当局としても十分御検討をなされておると思つておる。この愛媛県議会のいま起こつておるこの問題が自治法の百条違反である、違法性の特別委員会を設置しておるというふうには、われわれはその後さらに権威ある学者の意見等を含めて考えておるわけですが、その点当局はその後どういふ見解を持たれておるか、お聞かせを願いたい。

○倉橋説明員 この百条の調査権につきまして、団体の事務、いわゆる公共事務について百条の調査権を行使できるというふうには解釈をいたしておられます。そこで問題の学力テストでございますが、学力テストに關します事務が府県の公共事務なのか、それとも市町村の公共事務なのかという問題に相なるかと思つておる。そこで、通例におきましては、学力テストを実施するということにつきましては、これは地方教育行政の組織及び運営に關する法律といふのがございまして、これによるわけでございますが、この市町村の段階でいたします学力テストにつきましては、五十四条が根拠だといふふうには私も承つております。さらに四十八条におきまして、都道府県の権限といつたしまして、「必要な指導、助言又は援助を行う」というのが、都道府県の公共事務といつたしまして規定をされておるわけでございます。したがっていまして、この問題の点におきましては、特別調査委員会が四十八条の關係においての範囲内になるのかどうか、そういう点が問題であらうかと存するわけでございます。

○藤田(高)委員 非常に問題点としては、御答弁は明確だと思つておる。そこでお尋ねをいたしますが、これは昨年の九月一日の地方行政委員会における湯山委員の質問でも明確でありませぬように、この愛媛県議会における調査特別委員会の設置の目的ですね。これはもう間違ひなくひとつ確認をして、そうして御答弁を願いたいのですが、調査特別委員会設置の目的にはどう書いてあるのですか。

○倉橋説明員 議会でございまして、そこは議会の設置の目的なり設置の内容なり、あるいはその中で件名等もございませぬ。さらにその設置された調査の実態、そういうことを総合的に含めて事実の判断を下してまいらる、こういうふうには考えておられます。

○藤田(高)委員 地方教育行政法の四十八条といふのは、先ほどの御指摘のように、市町村の教育に關する調査を行うことを目的とする「こういうことに設置目的は明らかにされておる。そして、調査の結果、調査特別委員会に於ける調査の結果、調査特別委員会の設置の目的なり設置の内容なり、あるいはその中で件名等もございませぬ。さらにその設置された調査の実態、そういうことを総合的に含めて事実の判断を下してまいらる、こういうふうには考えておられます。」

に關する調査を行うことを目的とする「こういうことに設置目的は明らかにされておる。そして、調査の結果、調査特別委員会に於ける調査の結果、調査特別委員会の設置の目的なり設置の内容なり、あるいはその中で件名等もございませぬ。さらにその設置された調査の実態、そういうことを総合的に含めて事実の判断を下してまいらる、こういうふうには考えておられます。」

事務に関する指導、助言の権限を県の教育委員会がすることができるといふことなすね。しかし、このことはあくまでも、こういう指導、助言をやるという場合であれば、県の教育事務に関するといふことが、特別委員会を設置する場合にその設置目的なりあるいは調査をする場合にその目的に明記されなければ、これは調査目的には反すると思ふんですよ。そういう運用の問題で、調査の範囲が自由自在になるような性格のものであつてはならぬと思ふのですが、その点についての見解はどうでしょう。

○倉橋説明員 御質問でございますが、適法に設置をいたしました、適法な活動でありますために、いま申しましたように県の事務の範囲内であればならないわけでございます。したがういまして、その表現等におきましても、そういうような趣旨であるかどうか、それから審議の実態がそういうような趣旨であるかどうかということによりまして、その事実をもとにいたしまして判断をしなければならぬ、こういうことを申し上げておるわけでございます。

○藤田(高)委員 この問題は、昨年の九月一日に具体的に地方行政委員会に提起をして、そうして佐久間局長も出られて、非常に異例なケースだった。そして吉武自治大臣も出られておるところで質問をしておる問題です。私どもとしては、この種の問題で地方議会の議員が告発される、あるいは調査権の乱用という形で議員の発言、自由の発言というものがセーブされるような議行爲としてものは好ましくない。したがって、自治省としては、この自治法の二百何条でしたか、ちょっと忘れましたが、二百四十何条の、自治大臣としての助言、勧告という、こういう行政上の措置を含めて調査もされて、そしてこういって争いというものは好ましくないじゃないか、そういう意味の助言をされる必要が望ましいというふうな私どもも訴えてきたところなんです。ですから、自治省としても、これがきょう初めて問題を提起したわけじゃないのですから、もうかれこれ四カ月近く日

時もたつておるのですが、自治省としては総合的に、愛媛県議会のやつたことは合法的なものであると判断をされておるのかどうか。それとも、合法的といわぬまでも、こういう争いというもののは好ましくないから、何らかの形で自治体に対して話し合いというか、助言というか、そういう相談をして、たとえばいま告発されておるような問題について御検討をなさるおつもりはないかどうか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○倉橋説明員 先ほど来申し上げておりますように、法律の解釈をいたしますれば、公共事務に関する限り特別委員会を設置することが出来るわけでございます。そこで、この地方教育行政の組織及び運営に関する法律の四十八条の一項に基づくものでございますれば、出来るわけでございます。その実態につきましては……

○藤田(高)委員 そんな仮定はいかぬです、四十八条というものは出ていないのですから。

○倉橋説明員 ですから、その運営におきましては、府県の事務としていたします場合には、四十八条の一項に関する限り、付議事件でございますとか、先ほど申しましたような調査の実態等を総合的に、この事実の上におきまして適法かどうかというふうにきめるべきものだと私どもは考えておるのであります。さらに現段階におきましては、この問題は権限ある機関におきまして現在取り扱われておるわけでございます。私どももいたしましては、それがどうなるかという判断につきましては申し上げかねるわけでございます。

○加藤委員長 藤田さん、さっき十分とおっしゃったけれども、だいぶ時間が経過していますか……

○藤田(高)委員 それでは、委員長のある意味における善処も含めまして、私自身この問題についてもなお要望もありませんし、具体的なその後の経過から判断をして自治省自身の御見解を承りたいこともたくさんあるわけでありまして、時間の関係上これでの質問を終わりたいと思ひます。ただ、

自治省としては、問題を提起されてかなり時間を経過しておるわけですから、できるだけ地方自治体において、この種の問題が変則的な形でいわゆる拡大するといひますか、曲がった形で発展していく、不均等な発展をしていくことを黙認するのではなくて、やはり正常な、健全な地方自治の発展と運営という立場から、やり方についてはあれこれ申しませんが、適切な指導、助言があつてしかるべきじゃないか。そういう点はどうか。この質問者の意図をくんでらつて、そうして今後ともそういう面に行政上の適切な措置がとられることを要望しておきたいと思ひます。

○加藤委員長 本日の議事はこの程度にとどめます。

次会は、来たる十八日午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十五分散会

第一類第三号

法務委員會議録第四号

昭和四十年二月十六日

昭和四十年二月二十日印刷

昭和四十年二月二十二日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局